

	<p>・革新的医薬品・医療機器創出のための5か年戦略</p> <p><u>(情報発信)</u> 健康増進法第3条</p> <p>・健康日本21</p>	<p>生物統計家等)</p> <p>・関連する人材の育成・確保 大学等において、医師等の医療職に対し、臨床研究に係る教育の機会の確保・増大を図る。 臨床研究コーディネーター等、臨床研究を支援する専門家の育成を図る。 臨床研究コーディネーター等については、新規に3,000人の養成を行う。</p> <p><u>(情報発信)</u> ・国は、健康の増進に関する正しい知識の普及、情報収集・整理・分析・提供、…に努めなければならない。</p> <p>・循環器疾患対策に関する知識の普及啓発</p>	<p><u>(情報発信)</u> ・循ネット(「循環器病診療総合支援全国ネットワークシステム」運用、次世代ネットワークシステムへの移行</p> <p>・循環器病情報サービス(センターホームページ内)</p>
--	---	---	---

主な医療施策において NC の果たしている主な役割(現状)

③国立精神・神経センター

<p>政策医療分野</p>	<p>精神疾患(発達障害・自殺対策を含む)</p>	<p>「入院医療中心から地域生活中心へ」という精神保健医療福祉施策の基本的な方策を推し進めていくため、平成16年9月の「精神保健医療福祉の改革ビジョン」において、国民各層の意識の変革や精神病床の機能分化・地域生活支援体制の強化等、立ち後れた精神保健医療福祉体系の再編と基盤強化を今後10年間で進めることとしている。</p> <p>「精神保健医療福祉の改革ビジョン」は、平成26年までの達成目標として、精神疾患についての認知度を90%以上、各都道府県の平均残存率(1年未満群)を24%以下、退院率(1年以上群)を29%以上とすることとしている。</p> <p>また、人口10万人当たりの自殺死亡率も欧米の先進諸国と比較して突出して高い水準にある。自殺の対策についても、平成18年10月に施行された自殺対策基本法に基づき、自殺の防止、自殺者の親族等に対する支援の充実に努めているところ。</p> <p>さらに、発達障害は、人口に占める割合は高いにもかかわらず、制度の谷間になっており、従来の施策では十分な対応がなされておらず、家族は、地域での支援がなく大きな不安を抱えている状況を鑑み、平成18年4月に施行された発達障害者支援法に基づき、乳幼児期から成人期までの地域における一貫した支援の促進、専門家の確保と関係者の緊密な連携の確保、子育てに対する国民の不安の軽減等に努めているところ。</p>
<p>国の責務</p>	<p>精神保健福祉法(平成十八年法律第九四号) (国及び地方公共団体の義務)</p> <p>第二条 国及び地方公共団体は、障害者自立支援法の規定による自立支援給付及び地域生活支援事業と相まつて、医療施設及び教育施設を充実する等精神障害者の医療及び保護並びに保健及び福祉に関する施策を総合的に実施することによつて精神障害者が社会復帰をし、自立と社会経済活動への参加をすることができるように努力するとともに、精神保健に関する調査研究の推進及び知識の普及を図る等精神障害者の発生の予防その他国民の精神保健の向上のための施策を講じなければならない。</p> <p>自殺対策基本法(平成十八年法律第八十五号) (国の責務)</p> <p>第三条 国は、前条の基本理念(次条において「基本理念」という。)にのっとり、自殺対策を総合的に策定し、及び実施する</p>	

	<p>責務を有する。</p> <p>心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律(平成十五年法第百十号) (医療の実施)</p> <p>第八十一条 厚生労働大臣は、第四十二条第一項第一号若しくは第二号、第五十一条第一項第二号又は第六十一条第一項第一号の決定を受けた者に対し、その精神障害の特性に応じ、円滑な社会復帰を促進するために必要な医療を行わなければならない。</p> <p>障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号) (市町村等の責務)</p> <p>第二条</p> <p>3 国は、市町村及び都道府県が行う自立支援給付、地域生活支援事業その他この法律に基づく業務が適正かつ円滑に行われるよう、市町村及び都道府県に対する必要な助言、情報の提供その他の援助を行わなければならない。</p> <p>発達障害者支援法(平成十六年法律第百六十七号) (国及び地方公共団体の責)</p> <p>第三条 国及び地方公共団体は、発達障害者の心理機能の適正な発達及び円滑な社会生活の促進のために発達障害の症状の発現後できるだけ早期に発達支援を行うことが特に重要であることにかんがみ、発達障害の早期発見のため必要な措置を講じるものとする</p> <p>2 国及び地方公共団体は、発達障害児に対し、発達障害の症状の発現後できるだけ早期に、その者の状況に応じて適切に、就学前の発達支援、学校における発達支援その他の発達支援が行われるとともに、発達障害者に対する就労、地域における生活等に関する支援及び発達障害者の家族に対する支援が行われるよう、必要な措置を講じるものとする。</p>		
<p>施策概要</p>	<p>施策の基礎となる法令、指針等</p> <p><u>(医療)</u></p> <p>・精神保健福祉法第2条</p>	<p>国の役割等とNCの位置づけ</p> <p><u>(医療)</u></p> <p>・精神保健に関する調査研究の推進及び知識の普及を図る等精神障害者の発生の予防その他国民の精神保健の向上の</p>	<p>NCの実施している主な事業</p> <p><u>(医療)</u></p> <p>・精神疾患、発達障害に係るモデル的医療の実践・普及(ACT、チームによる退院促進等)</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・発達障害支援法第3条 ・新健康フロンティア戦略(平成19年4月18日新健康フロンティア戦略賢人会議) ・医療観察法第81条 ・精神保健医療福祉の改革ビジョン ・自殺対策基本法第14条 	<p>ための施策を講じなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発達障害者の心理機能の適正な発達及び円滑な社会生活の促進のために発達障害の症状の発現後できるだけ早期に発達支援を行うことが特に重要であることにかんがみ、発達障害の早期発見のため必要な措置を講じるものとする。 ・発達障害児等を支援する体制の構築 ・厚生労働大臣は、第四十二条第一項第一号若しくは第二号、第五十一条第一項第二号又は第六十一条第一項第一号の決定を受けた者に対し、その精神障害の特性に応じ、円滑な社会復帰を促進するために必要な医療を行わなければならない。 ・精神病床の機能分化と地域医療体制の整備 ・入院形態ごとの適切な処遇の確保と精神医療の透明性の向上 ・国民の心の健康の保持に係る体制の整 	<ul style="list-style-type: none"> ・先端医療の普及の促進(DNA診断、認知症及び統合失調症の早期診断等、遺伝子カウンセリング等) ・専門医療の普及を促進(難治性の統合失調症、うつ病、児童思春期精神疾患、薬物依存、学習障害等) ・発達障害の診断・治療・支援 ・指定入院医療機関として、医療観察法病棟の適切な運営
--	--	---	--

	<ul style="list-style-type: none"> ・自殺対策基本法第 15 条 ・「自殺予防に向けての政府の総合的な対策について」(自殺対策関係省庁連絡会議) ・新健康フロンティア戦略 <u>(研究)</u> ・精神保健福祉法第 2 条 ・自殺対策基本法第 11 条 	<p>備に必要な施策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自殺のおそれがある者に対し必要な医療が早期かつ適切に提供されるよう、精神科医の診療を受けやすい環境の整備等必要な施策 ・自殺の危険性が高いとされるうつ病等の患者が早期に医療を受けることの体制や精神科救急体制の整備 ・うつの早期発見・早期治療の推進 地域での理解の促進、相談・治療体制の整備 <u>(研究)</u> ・精神保健に関する調査研究の推進及び知識の普及を図る等精神障害者の発生の予防その他国民の精神保健の向上のための施策を講じなければならない。 ・国及び地方公共団体は、自殺の防止等に関し、調査研究を推進し、並びに情報の収集、整理、分析及び提供を行うものとする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・うつ病に関する専門医療の普及を促進 <u>(研究)</u> ・精神・神経疾患研究委託費 ・乳幼児期から児童・思春期、成人期、老年期に到るまでの種々の社会医学的研究及び精神保健福祉関連研究の実施 ・精神医療の退院促進及び地域包括ケア(ACT)の開発 ・自殺対策のための戦略研究 ・一般診療科と精神科との連携強化システムの構築に関する研究 ・心理学的剖検に関する研究 ・自殺未遂者・遺族ケアに関する研究
--	---	--	--

	<p>・発達障害支援法第 24 条</p> <p>・新健康フロンティア戦略</p> <p>・「革新的医薬品・医療機器創出のための 5 か年戦略」(平成 19 年 4 月 26 日 文部科学省・厚生労働省・経済産業省)</p> <p>・「健康日本 21」中間評価報告書 (休養・こころの健康づくり)</p> <p>・新健康フロンティア戦略</p>	<p>・発達障害の原因の究明、発達障害の診断及び治療、発達支援の方法等に関する必要な調査研究を行う。</p> <p>・認知症対策の一層の推進 (1) 認知症発症の早期発見、症状の進行の防止</p> <p>・うつ対策の一層の推進 (1) うつの早期発見・早期治療の推進 ③ 早期診断技術の研究開発、実用化 ④ 個人の特徴に応じた治療(テーラーメイド治療)の研究開発、普及 (2) うつの治療・社会復帰の促進 ③ 社会復帰プログラムの研究開発普及</p> <p>・「3. 臨床研究・治験環境の整備 (2) 医療クラスター(仮称)の整備 国立高度専門医療センターを中心に産官学が密接に連携して臨床研究・実用化研究を進める「医療クラスター(仮称)を整備する。」</p> <p>・自殺の実態や要因の調査分析を多角的に進めることが必要</p> <p>・重点的な推進が必要と考えられる領域については、国立高度専門医療センター</p>	<p>・発達障害の原因の究明及び治療法等に関する研究</p> <p>・難治性の統合失調症、うつ病等のモデル医療の開発</p> <p>・未承認薬剤の治験拠点(統合失調症、うつ病等)</p>
--	--	---	---

	<p>(研修)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自殺対策基本法第13条 ・医療観察法第81条 ・発達障害者支援法第23条 	<p>等の中核的な医療機関を中心とした臨床研究推進病床、実験施設、機器等の整備を行い、臨床研究推進のため体制を整備し、企業や海外の研究者の受入れ等を行うことにより、産業及び大学との密接な連携・集積を進める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・画期的治療法をもたらす技術(個人の遺伝子情報に基づいた予防・診断・治療法の開発、がん、認知症、精神疾患、運動器疾患等、治療法がない領域における画期的医薬品・医療機器の開発等) ・精神・神経疾患や認知症の克服技術 <p>(研修)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自殺の防止等に関する人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策 ・厚生労働大臣は、第四十二条第一項第一号若しくは第二号、第五十一条第一項第二号又は第六十一条第一項第一号の決定を受けた者に対し、その精神障害の特性に応じ、円滑な社会復帰を促進するために必要な医療を行わなければならない ・国及び地方公共団体は、発達障害者に 	<p>(研修)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・精神疾患及び発達障害の専門医及び専門家の養成(レジデント、研究者等) ・自治体職員の精神保健技術研修 ・自殺対策企画研修 ・医療観察法病棟運営スタッフの育成 ・医療観察法各種ガイドライン等に対する提言等 ・発達障害に関する研修
--	---	--	---

	<p>・「自殺予防に向けての政府の総合的な対策について」(自殺対策関係省庁連絡会議)</p> <p><u>(情報発信)</u></p> <p>・精神保健福祉法第2条</p> <p>・自殺対策基本法第11条</p> <p>・自殺対策基本法第12条</p>	<p>対する支援を適切に行うことができるよう、医療、保健、福祉、教育等に関する業務に従事する職員について、発達障害に関する専門的知識を有する人材を確保するよう努めるとともに、発達障害に対する理解を深め、及び専門性を高めるため研修等必要な措置を講じるものとする。</p> <p>・子どもの心の問題に対応できる医師等の養成を推進</p> <p>・自殺予防総合対策センター等で研修事業を行い、公的機関や、民間団体の資質の向上を促す。</p> <p><u>(情報発信)</u></p> <p>・精神保健に関する調査研究の推進及び知識の普及を図る等精神障害者の発生の予防その他国民の精神保健の向上のための施策を講じなければならない。</p> <p>・自殺の実態、自殺に関する内外の調査研究等自殺対策に関する情報の収集・整理・分析、提供を推進する。</p> <p>・国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて、自殺の防止等に関する国民の理解を深めるよう必要な施策を講ずるものとする。</p>	<p>・自殺予防総合対策センターでの地域保健指導者研修や自殺関連相談員研修</p> <p><u>(情報発信)</u></p> <p>・診断・治療ガイドラインの策定と公表 (統合失調症、気分障害、摂食障害、PTSD、アルコール依存、ADHD等)</p> <p>・各種公開講座の開催</p> <p>・(※1)自殺予防総合対策センターの設置及びその運営</p> <p>・(※2)自殺予防総合対策センターHP「いきる」等を通じた情報提供・支援</p> <p>(※1)、(※2)</p>
--	--	---	--

	<p>・自殺対策基本法第 16 条</p> <p>・「自殺に関する総合的対策の緊急かつ効果的な推進を求める決議」 (平成 17 年 7 月 19 日参議院厚生労働委員会)</p> <p>・「自殺予防に向けての政府の総合的な対策について」</p>	<p>・自殺をする危険性が高い者を早期に見し、相談その他の自殺の発生を回避するための体制整備及び必要な施策</p> <p>・情報の収集・発信等を通じ、関係府省が行う対策を支援、促進し、地方公共団体や日夜相談業務等に携わっている民間団体等とも密接に連携を取りながら、総合的な対策を実施していく「自殺予防総合対策センター(仮称)」を設置すること。</p> <p>・効果的な自殺予防対策を確立するため、自殺問題に対する調査研究や情報収集・発信等を行う拠点機能の強化を図るとともに、自殺の原因について、精神医学的観点のみならず、公衆衛生学的観点、社会的・文化的・経済的観点等からの多角的な検討を行い、自殺の実態の解明に努めること。</p> <p>・自殺の実態、自殺に関する内外の調査研究等自殺対策に関する情報の収集・整理・分析、提供を推進する。</p> <p>・自殺予防に関する正しい理解の普及・啓発</p>	<p>(※1)、(※2)</p> <p>(※1)、(※2)</p> <p>(※1)、(※2)</p>
--	--	--	--

	<ul style="list-style-type: none"> ・精神保健医療福祉の改革ビジョン ・発達障害支援法第十九条第二項 ・発達障害者支援法第二十一条 ・新健康フロンティア戦略 	<ul style="list-style-type: none"> ・精神疾患に関する基本的な情報の提供を通じた主体的な理解を促進 ・精神疾患の正しい理解に基づく態度の変容や適切な行動を促進 ・国及び地方公共団体は前項の医療機関の相互協力を推進するとともに、同項の医療機関に対し、発達障害者の発達支援等に関する情報の提供その他必要な援助を行うものとする。 ・国及び地方公共団体は、発達障害に関する国民の理解を深めるため、必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。 ・発達障害児等に関する国民全体の理解の促進 	
--	---	--	--

主な医療施策において NC の果たしている主な役割(現状)

③国立精神・神経センター

政策医療分野	神経・筋疾患	神経・筋疾患は、対象疾患の多くが難病としても指定されていることから、神経・筋疾患対策は難病対策の枠組みの一部として行われることが多い。また、新健康フロンティア戦略では、人間活動領域の拡張に向けた取組みにおいて行う先進的予防・診断・治療技術の開発の例として、神経疾患を挙げている。	
国の責務	難病対策要綱(抄)(昭和47年10月)いわゆる難病については、従来これを統一的な施策の対策としてとりあげていなかったが、難病患者のおかれている状況にかんがみ、総合的な難病対策を実施するものとする。・・・対策の進め方としては、次の三点を柱として考え、このほか福祉サービスの面にも配慮していくこととする。(1)調査研究の推進 (2)医療施設の整備 (3)医療費の自己負担の解消		
施策概要	<p>施策の基礎となる法令、指針等</p> <p><u>(医療)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・難病対策要綱 <p><u>(研究)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・難病対策要綱 <p>「革新的医薬品・医療機器創出のための5カ年戦略」(平成19年4月26日 文部科学省・厚生労働省・経済産業省)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新健康フロンティア戦略(平成19年4月18日新健康フロンティア戦略 賢人会議) 	<p>国の役割等と NC の位置づけ</p> <p><u>(医療)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療施設の整備 <p><u>(研究)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査研究の推進 <p>国立高度医療センターを中心に産官学が密接に連携して臨床研究・実用化研究を進める「医療クラスター(仮称)を整備する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特に、重点的な推進が必要と考えられる領域については、国立高度専門医療センター等の中核的な医療機関を中心とした臨床研究推進病床、実験施設、機器等 	<p>NC の実施している主な事業</p> <p><u>(医療)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・神経・筋疾患のモデル的医療の実践・普及 ・重症心身障害児ネットワーク等政策医療ネットワーク <p><u>(研究)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・神経・筋疾患の原因究明・治療法開発 ・遺伝子治療等トランスレーショナルメディシンの推進(筋ジストロフィー、パーキンソン病等) ・未承認薬剤の治験の拠点

	<p><u>(研修)</u> ・難病対策要綱</p> <p><u>(情報発信)</u></p>	<p>の整備を行い、臨床研究推進のため体制を整備し、企業や海外の研究者の受入れ等を行うことにより、産業及び大学との密接な連携・集積を進める。</p> <p><u>(研修)</u> ・地域における保健医療福祉の充実・連携</p> <p><u>(情報発信)</u></p>	<p><u>(研修)</u> ・神経・筋疾患、発達障害に係る専門医及び専門家の養成(レジデント、研究者等)</p> <p><u>(情報発信)</u> ・診断・治療ガイドラインの策定と公表 ・各種公開講座の開催</p>
--	---	--	--

主な医療施策において NC の果たしている主な役割(現状)

④国立国際医療センター

政策医療分野	内分泌・代謝疾患	健康日本21において、生活習慣の改善、糖尿病有病者の早期発見及び治療の継続について掲げている。健康フロンティア戦略においては、糖尿病について発生率の20%減少を目標に掲げている。また、新健康フロンティア戦略においても、メタボリックシンドローム対策、糖尿病予防が掲げられている。	
国の責務	<p>健康増進法(平成十四年法律第百三号) (国の責務)</p> <p>第三条 国は、健康の増進に関する正しい知識の普及、情報収集・整理・分析・提供、研究の推進、人材の養成・資質の向上を図るとともに、健康増進事業実施者その他の関係者に対し、必要な技術的援助を与えることに努めなければならない。</p> <p>医療提供体制の確保に関する基本方針(厚生労働省告示第七十号)</p> <p>二 調査及び研究に関する国と都道府県の役割</p> <p>1 具体的な調査及び研究については、国と都道府県がそれぞれ次のとおり行うこととする。</p> <p>(一)国は、がん、脳卒中、急性心筋梗塞及び糖尿病の四疾病並びに救急医療、災害時における医療、僻地の医療、周産期医療及び小児医療の五事業について調査及び研究を行い、疾病または事業ごとに求められる医療機能を明らかにする。</p>		
施策概要	<p>施策の基礎となる法令、指針等</p> <p><u>(医療)</u> 新健康フロンティア戦略</p> <p><u>(研究)</u> 新健康フロンティア戦略</p>	<p>国の役割等と NC の位置づけ</p> <p><u>(医療)</u> 3. メタボリックシンドローム対策の一層の推進(メタボリックシンドローム克服力) (2)糖尿病から脳卒中、心筋梗塞、腎不全等の合併症への移行の阻止</p> <p><u>(研究)</u> ・メタボリックシンドローム対策・糖尿病予防の重点的推進 ・個人の特徴に応じた予防(テーラーメイド予防)の研究開発と普及</p>	<p>NC の実施している主な事業</p> <p><u>(医療)</u> ・高度専門・総合医療の一環としての代謝・内分泌疾患の先進的医療</p> <p><u>(研究)</u> ・糖尿病・メタボリックシンドローム及びそれらの合併症に関する体質素因の解明に関する研究</p>

		<p>・糖尿病から脳卒中、心筋梗塞、腎不全等の合併症への移行の阻止</p> <p>・<u>国立高度専門医療センター</u>等の中核的な医療機関を中心とした臨床研究推進病床、実験施設、機器等の施設(医療クラスター(仮称))の整備を行い、臨床研究推進のため体制を整備し、企業や海外の研究者の受入れ等を行うことにより、産業及び大学との密接な連携・集積を進める。</p> <p>・国際共同治験の推進を含む治験活性化のための治験拠点となる医療機関の整備及びネットワーク化</p>	<p>(1)病態診断の確立に関する研究</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 遺伝素因、リスクファクターとしてのゲノム解析、プロテオーム解析等 <p>(2)個人の病態に応じた治療・予防指針の確立に関する研究</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新規創薬標的の提示 ・ 新規治療薬のスクリーニング系・モデル系 ・ 遺伝情報を活用した療養指導及び治療薬の使い分けを目標とした臨床研究 <p>・国際協力研究委託費による途上国との共同研究(途上国における生活習慣病対策として)</p>
--	--	--	---